

第25期宝塚市農業委員会

令和8年第1回議事録

(2026年)

令和8年1月23日

(2026年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和8年第1回議事録

1. 日 時 令和8年(2026年)1月23日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所4階 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第96号 非農地証明願の件

2 議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件

4 議案第99号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件

5 議案第100号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件

1 報告第103号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第104号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第105号 農地の一時転用終了届の件

4 報告第106号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件

5 報告第107号 農地法第18条第6項の規定による届出の件

6 報告第108号 農業の用に供した旨の証明(貸付都市農地等)の件

7 報告第109号 耕作証明願の件

8 報告第110号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

第25期宝塚市農業委員会令和8年第1回総会

日時：令和8年1月23日

開会 午後2時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和8年第1回総会を開催します。

本日の欠席者はなし。第1回総会は成立しております。本日の議事録署名委員には、2番福本委員、3番阪上会長代理にお願いします。それでは総会を始めます。事務局長から諸般の報告をお願いします。

(諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、それでは、議案審議に移りたいと思います。議案第96号について事務局から説明願います。

○事務局 議案第96号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

願出人(住所)(氏名)さん。場所は、山本野里(地番)ほか1筆、地目は畑、地積は2筆合計で440㎡です。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期と現況は、昭和43年から宅地として利用。証明を必要とする理由として、地目変更登記のため。その他としまして、昭和43年6月12日に新築したという建物登記簿が添付されておりました。申請地のほか1筆ですが、山本野里(地番)・畑・274㎡となっております。補足ですが、104番10は、現地調査の際には、既に取り壊していたため、建物を確認いただけなかったのですが、確かに家が建っていたと確認済です。位置図は、3ページ目を御覧ください。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上秀一推進委員。

○阪上秀一推進委員 家が建っていたのですが、もう更地になっていまして、次の利用も決まっているみたいで、特に問題はありません。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か本件に対しまして、御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたします。議案第96号について証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第97号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

1件目、申請人のうち譲受人が(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さんです。申請地は、長尾町(地番)地目は田、地積は1,071㎡です。譲受人の耕作面積は1,206㎡で、

従事者数は1人です。権利の種類は、所有権の移転で、位置図は8ページです。

では、調査書を読み上げさせていただきます。譲受人は(氏名)さんで、譲渡人は(氏名)さんです。作成者は岡村です。第2項第1号の(全部効率利用)につきましては、譲受人は申請地の近くで、15年以上農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人の所有の農機具は、小型管理機1台を所有しており、トラクター1台を導入予定と聞いております。また、第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、個人であるため、適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は譲受人含めて世帯員2名で、それぞれ年間日数が150日と30日です。第2項第5号(転貸禁止)につきましては、本件の農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地では、販売用の植木を生産予定と聞いております。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。なお、1月13日に事務局1名、農業委員会会長代理、農業委員2名が申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。

2件目、申請人のうち、譲受人が(住所)(氏名)さんです。譲渡人が(住所)(氏名)さんです。申請地は、上佐曾利字(地番)、地目は田、地積は135㎡です。譲受人の耕作面積は445㎡で、従事者数は1人。権利の種類は所有権の移転となります。

では、調査書に移ります。譲受人が(氏名)さん、譲渡人が(氏名)さん、作成者は岡村です。第2項第1号(全部効率利用)につきましては、申請地は譲受人の自宅の隣接地であり、譲受人は10年ほど農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちら耕運機を1台所有されております。第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、譲受人は個人であるため、適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は本人の1名で、年間従事日数は150日です。第2項第5号(転貸禁止)につきましては、所有の農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地では、譲受人は自家消費の白菜、きゅうり、なすび等露地野菜を生産する予定です。本件によって上佐曾利地区の地域計画に支障は生じないことを確認済みです。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、1月13日に、事務局2名、農業委員会会長、農業委員1名、推進委員1名が、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しました。位置図は、9ページを御覧く

ださい。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いいたします。1件目、阪上会長代理。

○阪上会長職務代理 はい、問題ありません。

○林会長 2件目、小中委員。

○小中委員 問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、本件2件に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第97号について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。次に、議案第98号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

届出者は、(住所)(氏名)さん。届出地が波豆字(地番)、地目は田、地積は85㎡。転用目的は、住宅用地(庭の一部)という形です。造成期間は令和4年8月から30日間、建設期間も同じです。施設の概要は、コンクリート敷で、面積が85㎡です。既に工事が行われていたので、その他としまして、始末書の添付がありました。隣接農地はないので、同意書の添付はありませんでした。自治会長、農会長、水利組合代表の同意書の添付がありました。位置図は、12ページ、施設の概要は、13ページで御確認をお願いします。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。上田推進委員。

○上田推進委員 この今回の申請場所は、県道の歩道を拡幅とか、新設工事に伴って、個人さんの所有していた庭が、歩道並びに、歩道を作ることによって、家の上り口をコンクリートで造成されたということで、今回、時期がもう令和4年ですけども、今回の申請になったということなのですが、本人さんいわく、最近になって気がついたということで、工事の時点では全然気がついておらなかったというふうなことでございます。実際に歩道並びにコンクリートの上り口ができていますので、問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、この件に関しまして、何か御意見、御質問ございますか。

○上田推進委員 ちょっと私のほうから意見なのですが、今回の議案は、県の許可という事案ですが、始末書添付ということで、実際に事後申請という形になっているのですね。そのいきさつは、さっきの説明では何もなかった。私がちらっと説明させてもらいましたけど、始末書は添付されているということですから、始末書の中にその経緯が恐らく説明されているのだと思うので、始末書をこの資料の中に、皆さんに配付すべきではないかと、私は思います。厳密にきちんと内容を把握した上で、審議して、賛否を問うというのが、必要ではないかというふうに思い

ますので、その辺り事務局で御検討願えればと思います。以上です。

○林会長 始末書については、事務局でも検討し、対応してまいりたいと思います。ほかに何か御意見ございますか。それでは農業委員、推進員で何か、本件に対しまして御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第98号について県へ進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、県へ進達することといたします。次に議案第99号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第99号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件。

公益財団法人ひょうご農林機構(農地中間管理機構)から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について意見を求められましたので、御審議願います。全部で3件ございます。

1件目、貸主が(住所)(氏名)さん。借主が(住所)(氏名)さん。届出地が長谷字(地番)ほか1筆、地目は田、地積は2筆の合計で2,536㎡です。こちらの貸借の始期が令和8年3月1日から、終期が令和18年2月29日の10年間です。利用権の種類は、使用賃借権で、年間賃料は0円です。その他の申請地ですが、長谷字(地番)・田・1,416㎡です。また、本件によって長谷地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。位置図は、17ページを御覧ください。

2件目、貸主が(住所)(氏名)さん。借主が(住所)(氏名)さんです。届出地が長谷字(地番)、地目は田、地積が1,843㎡です。始期は令和8年3月1日から終期は令和18年2月29日までで、存続期間は10年間。利用権の種類も同じく使用賃借権で、年間賃借料は0円です。こちら本件によって長谷地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。位置図も、17ページを御覧ください。

3件目、貸主が(住所)(氏名)さん。借主が(住所)(氏名)さんです。届出地が大原野字(地番)ほか5筆の、地目は田、地積が6筆の合計で5,524㎡です。始期は令和8年3月1日から、終期が令和18年2月29日。存続期間は10年間で、利用権の種類は、使用賃借権です。申請地のその他につきましては、大原野字(地番)・田・2,059㎡と、大原野字(地番)・田・1,016㎡と、大原野字(地番)・田・489㎡と(地番)・田・565㎡と、(地番)・田・95㎡の6筆となっております。本件によって中部地区及び西部地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。位置図は、18、19ページを御確認ください。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いします。1件目、2件目、小畑推進委員。

○小畑推進委員 譲受人は、今4町ほどやっているかなと思いますが、兄貴も手伝ったりしていますので、特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。次に3件目、西田委員。

○西田委員 ここも問題はないと思います。

○林会長 そうしたら、3件目の中部について、福本委員。

○福本委員 はい、同じ方なので問題はないと思います。

○林会長 それでは、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第99号について、意見なしとすることに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、意見なしとすることといたします。次に議案第100号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第100号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

申請人は、(住所)(氏名)さん。所有者の方が、(住所)(氏名)さん。賃借権の設定を受ける都市農地は、安倉北(地番)ほか4筆、地目は田、地積は5筆合計で2,337㎡です。借受人の耕作面積は3,758㎡、労働力は2名。調査書は後ほど説明させていただきます。始期が令和8年2月1日から終わりが令和9年1月31日の1年間で、使用貸借権となっております。申請地の4筆ですが、安倉北(地番)・畑・1,357㎡、(地番)・畑・70㎡、(地番)・畑・676㎡、(地番)・畑・59㎡となっております。

調査書について御説明をさせていただきます。申請人(氏名)さん、所有者が(氏名)さん、作成者は岡田です。耕作事業内容ですが、借り受けた農地は、マコモダケ・黒豆(たんくろう)・トウモロコシ・ほうれん草を中心に作物を栽培し、JA兵庫六甲直売所スマイル阪神や宝塚市内の個人小売店、自身が経営を行うおにぎり屋等に数量ベースで6割以上、出荷・販売する。具体的な事業内容は、借手は、借りられた農地や施設内については適時除草作業を行います。地権者は、水利に関わる保全、農会・自治会等の折衝について年間20日程度の活動を行います。従事状況ですが、年間従事予定日数は200日です。農地の利用状況、所有地が3,758㎡、作付予定作物が、マコモダケ、水稻、ハウストマト、トウモロコシ、黒豆、ほうれん草、さつまいも等。農機具は、トラクター、耕運機、管理機、コンバイン、田植機を各1台所有。土地の所有者からトラクターは1台リースされます。農作業経の験は、農作業歴が5年目、(農業技術修学歴は令和2年から2年間)。世帯の労働力が1人(農家歴30年以上)です。圃場までの距離は自動車です。周辺地域との関係は、借り受ける農地は近隣住宅地に配慮した農業の使用を適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行うとのことです。位置図は23ページを御確認お願いいたします。補足になりますが、新規ではなく、これまでも利用されているので、継続になります。以上です。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第100号について、認定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、認定することといたします。続いて報告事項に移ります。報告第103号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第103号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。全部で2件ございます。

1件目、届出者が、(住所)(氏名)さん。届出地が、中筋(地番)ほか1筆、地目は田、地積は2筆合計で872㎡です。転用目的は、資材置場とするため、造成期間が令和8年1月15日から20日間で、建設がございませんので建設期間はございません。施設の概要につきましては、碎石敷きで、面積が872㎡です。その他といたしまして、水利組合と隣接農地の同意書の添付がございました。届出地のほか1筆ですが、中筋(地番)・田・248㎡です。位置図は、26ページ、施設の概要は、27ページを御覧ください。

2件目、届出者は、(住所)(氏名)さん。届出地が、口谷東(地番)ほか2筆です。地目は畑、地積は3筆合計で2,183㎡です。転用目的は、ディスカウントストアの事業用地とするためです。造成期間が令和8年2月1日から60日間で、建設期間も同じく令和8年2月1日から210日間です。施設の概要は、鉄骨1階建ての延床面積が671.66㎡となる予定です。その他といたしまして、水利組合と隣接農地の同意書の添付がございました。また地役権を持っておられる関西電力送配電株式会社の同意書の添付もございました。届出地のほか2筆についてですが、同じく口谷東(地番)・畑・935㎡と口谷東(地番)・畑・773㎡です。位置図は、28ページを施設の概要は、29ページを御覧ください。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、阪上会長代理。

○阪上会長職務代理 何ら問題ありません。

○林会長 2件目、阪上照一委員。

○阪上照一委員 道路から随分低い場所で、大きな造成工事になると思います。北側に農地が残っていますが、これは申請人の方の農地で、今回は、そのまま農地として置いておくという話で聞いております。水利組合などの同意書も添付されておりますし、特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、報告第104号を次に報告します。事務局から説明願います。

○事務局 報告第104号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、

農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

譲受人の方、(住所)(氏名)さん。譲渡人の方、(住所)(氏名)さんほか1名です。届出地は中山寺(地番)、地目は田、地積が291㎡。転用目的は住宅用地で、造成期間は許可日から2か月間、建設期間は許可日から6か月間です。施設の概要としまして、木造2階建ての2棟、面積は延床面積で約253㎡です。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はなかったため、今回同意書の添付はありませんでした。譲渡人のほか1名ですが、(住所)(氏名)さん、それぞれ持分は2分の1となっております。位置図は33ページで御確認をお願いいたします。34ページに施設の概要も載せております。

2件目、譲受人の方、(住所)(氏名)さん。譲渡人の方、(住所)(氏名)さんほか7名です。届出地は山本中(地番)、地目は畑、地積は782㎡で、転用目的は住宅用。造成期間は令和8年7月10日から90日間。建設期間は令和8年10月31日から90日間。施設の概要は、木造2階建て3棟で、面積は未定とのことです。権利の種類は所有権で、その他としまして、水利組合と隣接農地の同意書の添付がありました。申請人の譲渡人のほか7名ですが、(住所)(氏名)さん、(住所)(氏名)さん、(住所)(氏名)さん、(住所)(氏名)さん、(住所)(氏名)さん、(住所)(氏名)さん、(住所)(氏名)さん、それぞれ持分は記載のとおりです。位置図は、35ページを御確認いただきまして、概要は、36ページで、御確認をお願いいたします。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いします。1件目、阪上会長代理。

○阪上会長職務代理 ここも特に問題ないです。

○林会長 2件目、金岡委員。

○金岡委員 ここも高低差ちょっと多いので大きな工事になるかと思えますけれども、大丈夫かなと思っております。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第105号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第105号 農地の一時転用終了届の件。別紙のとおり、農地の一時転用使用終了の届出がありましたので、報告します。

届出者のうち譲受人が、(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さんです。届出地が切畑字西大ツラ(地番)で、地目は田、地積は2筆合計で838㎡です。転用目的が資材置場で、造成期間が令和6年10月1日から1か月間。建設期間はございませんでした。権利の種類につきましては、賃借権をされておられました。その他といたしまして、届出地のもう1筆ですが、切畑字西大ツラ(地番)・田・584㎡です。こちら2筆、資材置場として利用をされておりましたが、令和7年11月21日をもって、農地に復帰をしたため、完了報告書の提出がありました。こちらには、もともとあった栗をまた植えられたと聞いております。位置図は、39ページを御覧ください。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。和田推進委員。

○和田推進委員 土盛をして果樹の苗木を植えていますので、農地に戻ったということです。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第106号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第106号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち、専決処分したもののについて、報告します。

申請人の方、(住所)(氏名)さん。申請地は、川面(地番)、地目は田、地積は2,023㎡。転用目的は進入路。工事期間は令和8年1月20日から令和8年7月31日まで。施設の概要としまして、コンクリート敷で、面積は2m×45mの90㎡と聞いております。その他としまして、水利組合の同意書の添付がありました。隣接農地は申請人の所有地のために添付はありませんでした。全部事項証明書の添付もいただいております。位置図は、42ページ、概要は43ページに載せておりますので、御確認をお願いいたします。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。古野委員。

○古野委員 問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第107号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第107号 農地法第18条第6項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告します。

届出者のうち、貸主が(住所)(氏名)さん。借主が(住所)(氏名)さんです。届出地は波豆字(地番)、地目は田、地積は85㎡で、合意解約が成立した日は令和3年4月頃、土地の引渡時期が令和3年4月頃です。離作補償等の条件はなしです。その他といたしまして、農地法3条の使用貸借権の設定の解除となっております。こちらが議案の98で先ほど御審議いただいた農地法4条の許可申請を御相談いただいた際に、農地の貸借が残っていることに気づかれ、今回合意解約という流れになりました。位置図は46ページを御覧ください。

○林会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第108号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第108号 農業の用に供した旨の証明(貸付都市農地等)の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定を適用を受ける認定都市農地貸付農地について、自ら農業の用に供していることを証明したので、報告します。

申請人の方、(住所)(氏名)さん。納税猶予農地が、3,221㎡。申請地は、安倉北(地番)ほか4筆、合計で5筆です。面積は5筆合計で、自作地が2,337㎡です。農業の用に供した年月日は令和7年12月1日、証明年月日は令和7年12月10日となっております。ほか4筆の願出地ですが、安倉北(地番)・畑・1,357㎡、(地番)・畑・70㎡、(地番)・畑・676㎡、

(地番)・畑・59㎡となっております。令和7年11月30日までは、都市農地貸付という形で利用されてきました。位置図は、49ページです。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告事項第109号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第109号 耕作証明願の件。別紙のとおり、耕作の状況を証明したので、報告します。願出人が(住所)(氏名)さん。耕作面積は2,623㎡で、御本人所有面積は0㎡です。耕作農地のうち自作地は0㎡で、借入地が2,623㎡。貸付地・その他はございません。今回の証明書の使用目的といたしまして、雇用就農資金という国の補助事業の申請のためです。証明年月日は令和7年12月26日。その他といたしまして、耕作農地が波豆字(地番)・田・1,391㎡と、波豆字(地番)・田・364㎡、(地番)・田・868㎡です。位置図は、52ページを御覧ください。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に報告第110号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第110号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人の方、(住所)(氏名)さん。農業経営期間は、令和4年12月15日から令和7年12月4日。耕作面積は824㎡。納税猶予農地は、安倉北(地番)、合計1筆です。面積は824㎡です。証明年月日は、令和7年12月4日で、畑と果樹として利用されてきました。位置図は、56ページを御確認お願いいたします。

2件目、申請人の方、(住所)(氏名)さん。農業経営期間は令和4年2月28日から令和7年12月5日です。耕作面積は1,608㎡。納税猶予農地は山本丸橋(地番)ほか2筆、合計3筆で、面積は1,608㎡です。証明年月日は令和7年12月5日で、その他としましてほか2筆の願出地ですが、山本丸橋(地番)・畑・565㎡、口谷西(地番)・畑・548㎡で、果樹・畑として利用されてきました。位置図は、57、58ページで御確認をお願いいたします。

3件目、申請人が、(住所)(氏名)さん。農業経営期間は令和4年12月15日から令和7年12月5日。耕作面積が1,070㎡で、納税猶予農地は安倉南(地番)ほか2筆、合計3筆です。面積は1,070㎡で、証明年月日は令和7年12月5日です。その他としまして願出地のほか2筆が、安倉南(地番)・畑・493㎡、(地番)・畑・383㎡、植木・畑として使っておられました。59ページで位置図の御確認をお願いいたします。

4件目、(住所)(氏名)さん。農業経営期間は令和4年12月7日から令和7年12月9日。耕作面積は193㎡で、納税猶予農地は安倉南(地番)、1筆で、面積は193㎡です。証明年月日は令和7年12月9日で、植木として利用されてきました。位置図は、60ページで御確認をお願いいたします。

○林会長 農業委員、推進委員さんで、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案5件、報告8件についての審議等は終了させていただきます。これもちまして、令和8年第1回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五郎

2番 福本 充宏

3番 阪上 文代